

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成の報告がありました。

第 5 回 議会改革推進特別委員会

平成 26 年 3 月 27 日 (木)

12 時 59 分～14 時 35 分

第 4 委 員 会 室

- 【出席者】 江角委員長、平石副委員長
足立委員、小川委員、森谷委員、野藤委員、飛野委員、岡本委員、
佐々木委員、道下委員、西田委員、西村委員、牛尾昭委員
- 【議長団】 原田議長、澁谷副議長
- 【委員外議員】
- 【事務局】 三浦局長、小川書記、外浦書記

議 題

- 1 反問権について
 - ・資料の内容を基本として、要綱としてきちんと規定する。
 - ・次回要綱案を提示し、詳細を検討する。
 - ※執行部には、最終的には要綱と一緒に反問の例を付けて提示する。
- 2 本会議や委員会における質疑や審議状況の動画ライブ配信及び録画配信の実施について（ケーブルテレビ等を活用した情報公開と議会放映の拡大）
 - ・議会の今後の方針として、動画配信については実施を決定。
 - ・配信方法、内容について今後検討する。可能、不可能について（ホームページ担当課、石見ケーブルに確認して次回再度検討する。）
- 3 委員会等の記録のホームページでの公開について
 - ・可能な範囲で委員会等記録を公開する。
- 4 その他
 - ・特別委員会の行政視察 日 時：7月14日(月)～15日(火)
視察地案：神戸市、西脇市、(加西市)
 - ・検討項目の「質問・答弁のあり方」に関連し、
会議における質問内容、議員の呼称などについて今後検討することとする。

○次回開催 4 月 25 日 (金) 13 時 ～ 第 4 委員会室

【議事の経過】

(開議 12時 59分)

江角委員長

それでは少し早いですが皆さんお揃いですので始めさせていただきます。まず、この委員会におきましては水分補給とかタブレットの使用等については許可しますので、ご自由に補給していただいたり、使用していただきたいと思います。それから事前に森谷委員の方から今日の議題、事務局の方から設定いただいておりますけど、それに沿った形で早めのご意見を提出していただいておりますので今日の議題に併せて伺いたいと思います。また皆さんも参考にさせていただきたいと思います。

議題1 反問権について

小川次長

それでは議題1の反問権についてということで、事務局の方から報告していただいて、さらに確認をしていきたいと思います。

それでは私から、市長の反問権の取扱についてということでペーパーをお配りしております。前回の会議の時に松阪市の要綱をお配りしました。反問権と反論権が両方載った部分がありましたが、あの時にお話しましたように、反論権はちょっと置いておいて反問権の方を整理するという形にしましたので、今回ちょっと整理しましたのでご説明させていただきます。(以下、資料により説明)

江角委員長

はい、事務局から反問権の取扱ということで報告があり、文書も出ておりますが、ご意見をいただきたいと思います。事前に正副の打合せをしたわけですが、会派の申し合せに留めるのか、要綱としてきちんと引継いでいけるようにしていくのか、そういった面もあろうかと思っておりますので、できれば残したほうがいいのではないかと思います。そういった面も含め、内容も含めて、皆さんからご意見いただきたいと思っております。どうでしょうか。牛尾昭委員。

牛尾昭委員

反問権の手順2番です。考え方や根拠等を聞く場合、「答弁の最初または最後に」という、または最後に反問権という場合があるのでしょうか。

江角委員長

次長。

小川次長

一旦、議員が質問されます。そうすると通常はその質問に対して答弁をします。するのだけでも、それに対して「最後にすみません反問です」ということで、「先程の質問に対してはこうなんですけど、どうなんですか」と反問する場合は、例としてあります。

江角委員長

牛尾昭委員。

牛尾昭委員

現実にあるんだろうけど、僕らが最初に決めていく場合に、分かりにくいよね。最初または最後って。こういう文言を入れたからといってどうということもないんだけど。最初に「では反問します」という縛りでやった方が分かりやすいんじゃないだろうか。僕らが反問するわけじゃないから、執行部が反問するんだから僕らは気を使う必要は無いんだろうけど。形態としてテレビが入っていて「反問します」と執行部が言われて、反問してもらおう方が見ている人にとって分かりやすいんじゃないかなと思うんだけど。

三浦局長
小川次長

答弁の最中ということで良いのかもしれないですね。

最中は分かりにくいんですよ。最中が分かりにくいから最初か最後というふうにしているのです。

江角委員長

最後ということにしても、予め反問権をするということを考えておられるということなんだよね。質問に対して全体的な答弁をするけども、部分的にはもう少し訊きたいがどうかということを経済に入れてということなんだけど、もう初めからそういうことを頭に置いて答弁に入っておられると思うんで。最後にするにしても。

小川次長

今までの例を見た中では、議員さんが「こういうことをしたらどうか」という提案型の質問をされると、それに対して執行部が「それに対しては前向きに考えております」とか「前向きに検討したいと思っております」と言っておいて、「反問ですが」ということで手を挙げて反問して、「前向きに検討したいと思っておりますが、今提案された分で具体的にはどのような例をお考えでしょうか」とか、「他の所でどういう例があるかお教え願えませんでしょうか」というような反問をした場合には、最初に反問ですと言っておいて具体例を言ってくださいでは、答弁の流れからいくと、答弁は「検討します」と言っておいて「反問ですがどうでしょうか」と言った方が、流れ的には反問しやすい場合もあるので、最後にということもあつた方が良いのかなというふうな気がしています。

牛尾昭委員

そういう事例があるんですが、ただ初めて導入する時にケーブルテレビを見た市民が、やり取りの中で、市長あるいは執行部はこれに反問するんだなという、前提の中でやっていくということの方が市民にとっては分かりやすいんじゃないかなという。やる前からあれこれ言っても仕方ないんだけど。そこまで言う必要は無いのかな。

江角委員長
小川次長

次長。

それをやるとすると、答弁をする前に議長の反問が、最後に反問させてもらいますという体で答弁するという手も、最初に立った時に「反問もあります」ということを言っておいて答弁をして、反問ですがという形も、出来ないことはないと思います。やり方としては出来るとは思います。

江角委員長
牛尾昭委員

牛尾昭委員。

次長が言われる形の方が、議員側も準備しやすいんじゃないかな。答弁する中で途中から「反問が」と言われるよりも、一定の流れの中で「この問題については反問しますよ」ということを言いながら執行部は答弁されるという方が。でないと、慣れたなら良いかもしれないが最初は立ち往生して恥をかきようなことがあつたら困るなと思って心配していたんです。

江角委員長
飛野委員

森谷委員。

勉強不足で分からないんですけど、どうして議会の長い歴史の中で、今この反問権という言葉が出てきているのか、まず分からないのと、プロの方は良いですが私ら新米は自分の考えを発表するだけで精一杯なもので、反問が来たら戸惑う部分が非常に多い。まあ勉強せねばいけないのでしょうけど。なので、今ここに反問権が出てきた趣旨というか、意図というか、何か世の中にあるのでしょうか。

江角委員長

正確な答えになるか分かりませんが、議員の質問中心の時代が長くあった中で、議会基本条例を契機にだんだん変わりつつある流れが出来て。議会基本条例を何年か前に制定したんですけど、その中に反問権という字句を入れたんですけど、実際には森谷委員が言われるように、執行部の方もどこで反問して良いのか分からないということで。我々から反問権というよりは、もう少し執行部が行使出来るような形で整理をしようではないかということで、今ここに挙がってきているわけです。牛尾昭委員。

牛尾昭委員

議員のレベルを上げるために反問権というものはあると思うんだ。ですから議員が一方的に平面な提案質問をすると、それはどうなのかと言われるんだ。それをケーブルテレビで見ている市民の方が「あんなくだらない質問をさせるのはやめさせろ」と。そういう辛辣な指摘があるんですね。そういうことに答えるために反問権を与えて議論を噛み合わせようということで今、進めているんです。ですから、新人議員だろうが玄人だろうが一緒ですから。そこで恥をかって努力してレベルを上げていくしかないんじゃないですかね。以上です。

江角委員長

却ってそれで議員が縮こまるようじゃあね。反問権が来ないような形でふんわりとした質問でおこうということではいけないんですけどね。まあ、今言われたようなことも含めて、その他ご意見がありましたら。今の流れからすると、一般質問でいうと通告するから、それで答弁が用意されるので、それは議員の中では一応そりゃ答弁を見るのは当然のこととしようかという話になってきたわけですよ。一回目のところで反問権が出てくることはほとんど無いですよ。再質問から答弁をふまえていく、提案する、もっと深く突く、そうすると当初の質問とは違う質問が来ましたので、どういう質問なのかももう少し聞かせてくださいというようなことが出てくる。提案については、もっと具体的にどういうことを考えておられますか、みたいなことが出てくる。なかなかそうは言っても、余程のことがないとそこまでのことは出てこないのかなと思います。一応道筋だけは明らかにしておくということです。

佐々木委員

この反問権という語句ですが、基本条例でも謳ってあるし、ここの条例整備でも出ているんですが、執行部の方から敢えて反問しますというのがだいたい通例みたいなんですよ。でなくて、流れの中で、議員さんそうおっしゃるがこれはどうなのですかみたいな、反問権という言葉を出さずにやりとりが進むようなことは、通例ではあまり無いことなんですか。というのが、反問権というのを敢えて出すと、執行部も却って、やりますよ構えてくださいみたいな感じの雰囲気が出るんじゃないかなと思ったりもして。ではなくて、流れの中で自然に質問を返すようなことが出来ればもっとスムーズに反問のやりとりが出来るんじゃないかなと思ったりするんです。そういうものじゃないんですか。

牛尾昭委員

あるいは最近の例としては、去年か一昨年に岡本正友議員が浜田港関係の質問をされた時に、当時の宇津市長が「ああおっしゃるが」と反問に近いような発言を聞いたことあるんです。それは、やんわり言ったんですよ。宇津さんは。ただ、僕らも時間が限られているので、やはり反問というこ

とを執行部が言えばそれに対してこちらも言うということで、その時間を別にとってもらわないと本来の持ち時間が削られるので、反問反論というステージを作ってもらった方が最初は分かりやすいと思うんですよ。そのうちまた違う展開になると思うんですけど、それは進化の過程でやっていけば良いんで、当初はお互いに分かりやすく、反問がくれば逆質問というのですか、というような定義が分かりやすいと思うんですよ。以上です。

江角委員長
佐々木委員

佐々木委員。

よりスムーズに反問というやりとり、やろうと思えば執行部の人に敢えて反問しますよ、みたいなことは言わないでやった方が入りやすいのかなと思って。その辺り取っ付きやすさというのでいくのではないかなと、あとは、言われるように質問時間の制限ですとかがあるので、やはり仕切った方が良いかも分かりませんが。スムーズに入るにはそういった方法も良いんじゃないかなと思った次第です。

江角委員長

まあ執行権を持っているのは執行部なわけであって、こちらに質問してもこちらには執行権が無いわけだから、答弁する側がこちらに質問があれば議長に許可を得て、向こうに権利を持たすわけだからそれはそれとして議長の許可を得てやることによって、こちらが再質問なのか答弁なのかははっきり出来て、事務局側もカットが分かりやすかったりすると思うんです。

佐々木委員

やはり議論を深めるというか、どこかで聞いてきたことをそのままぽつと議員が発言するようなことがなかなかこれから出来にくくなるというか。議員の思惑とか政策の背景みたいなものがあって、意見が出やすくなりやすいと思います。

西村委員

反問権ということで先程ご説明いただいたんですが、いただいた資料、他の例を読むと、長崎と佐賀市の場合は質問の趣旨を確認する、あるいは、根拠を聞くということではあるんですが、伊賀市や京丹後については、それでは議員さん具体的にどういうお考えを持っているかというような問いかけになっているんですね。そうすると、(1)(2)と少し範囲が拡大されて、議員の考えている具体的なケースということにまで反問が及んでいるんで、ちょっとその辺りの整理が必要かなと思います。私がストレートに読む限りでは、京丹後と伊賀市の例は、(1)(2)を逸脱しているのではないかと。まあ逸脱しても良いんですよ、それも含めてやるんだという思いがあればですが。(1)(2)ぐらいに留めておいた方がとりあえずは良いんじゃないかという気もするんですが。

江角委員長

(1)が質問の趣旨等を確認する場合、(2)は考え方や根拠を聞く場合。

西村委員
小川次長

それじゃあ反問と言えるだろうか。

そこの考え方及び根拠のところでも一回迷って。どういう整備の仕方したら良いのか迷ったのは間違いないんです、表現を。それで、そのところもどちらかと言うと、そんなことを今後言わないでくださいと厳しい顔でするじゃないですか。そんなのまでこれに含めるかどうかと思ったんですが、その考え方のところにも全部含めて良いのかなと思って、考え方とか

根拠という形で整理してしまっただけです。迷ったのは迷っただけです。

西村委員
牛尾昭委員

そうですね、厳しいことを言うような感じだもんですね。

やっぱりケーブルテレビの向こうに市民が居るわけですから、質問の絡みとして執行部が議員に対して反問しても、それはやむを得ないなど。例えば友好都市の話です。あそこで言うのであれば良いのにどうしてしないんだという、例えばそういう声があったとすのでしょ。では何故貴方はそういうことを言われるんですかという、一定の根拠なり、そういうものを示してくださいという、やはりそういう質問をしないと云いっぱなし、議会に気を遣った答弁しかしないやり取りを見て、市民がどう思うかということ僕らは考えなければいけないので。時には議員が食われることもあるだろうし。その時にそれを経験として、次はそういうことにならないように自分のレベルを上げていく。そういう切磋琢磨が議会の中にないと市民に伝わるものも少ないと思うんです。最初から安全運転を求めるのではなくて、ある程度僕らが痛みも覚悟しながら質問をするということが大事なんだと思います。

江角委員長
西村委員

他ありますか。西村委員。

具体的に例が四つあるので、これを良い例にして、僕らもこれを含めて討議したんだという形にした方が良いんじゃないかなと思います。

江角委員長

そうしたら、これを付けて執行部に渡す話をしておりますので。向こうも例がなければいけないと。西田委員。

西田委員

私も皆さんが言われたような部分ですが、基本的に言うと反問権は執行部の方は自然にスムーズにどんどん使っていただきたいという気持ちです。佐々木委員が最初に言われたように、自然に。「反問権を行使します」というんじゃなくて、本当は執行部の方から「逆にちょっとおうかがいたいたいんですが」という感じで訊かれてスムーズにキャッチボールをやるのが自然かなと思っていたんですが、なかなかケーブルテレビを見る側とか、三者的なことを考えると、ここで反問権だなというので「ちょっと反問させていただきます」とか「逆にちょっとおうかがいたいたいんですが」といった言葉で、自然な言葉で反問をされる方が良いなという気はします。中身も、質問の趣旨を確認する場合と、考え方や根拠を訊く場合と、拡大解釈で何を訊かれても全然問題ないと思います。執行部が逆に反問する中身はね。疑問に思ったことは全て議員の方に訊かれる方が自然だと思います。思いがあって議員は質問しているわけですからね。思いを答えれば大丈夫。上手下手は関係ないと思います。

江角委員長

スムーズなのが一番良いんでしょうけど、持ち時間の関係をどこで、事務局も含めてこう。反問なのか、それに答えているのか、再質問なのか少し。こちらもそれは良いんだろうけど、そこは何か大変なところだと思います。その辺りをきちんとしないと。その言い方は「議長、反問権行使」ってそんな極端な言い方はしないにしても。

三浦局長

事務局で時計を測ってますので、その辺りの感じで止めることは出来ますよ。そんなに目くじら立てて「議長」ってやってももらわなくても、出来るとは思いますが。

原田議長

構えて「反問しますよ」というのは。思うのは思うんだけど、そこは基本条例に謳ってあるからな。

小川次長

委員長良いですか。

江角委員長

はい。

小川次長

反問権については全国的にまだ、学說的にも実は議論があって。自治法とかには反問権というのは、執行部からの反問というのは一切どこにも書いていません。従って全国的には、学者さんによっては、執行部に反問権は無いんだと言い切られている学者さんもまだおられるようです。その中で、先程飛野委員が質問されたのはすごく良い質問だったと思うし委員長が答えられたのもそのとおりなんだけども、議会改革が進んできて議会基本条例が出来つつあるところで、その中で議会の活性化、意見のやり取りを深めていくためには反問権があってやりとりがあって、初めてそういうのが深まってくるんだという形で、基本条例の中に反問権というのをわざわざ入れて、制度化されてきたのが今の反問権ということなので。法律ではないけどそれを議会の自主性で全国的にいま反問権を用意するところが広がっているというところを確認しながらやろうと思ったらやっぱり、どこかで反問権の行使です、と整理をして当面はやっていくというのが分かりやすいのかなと思っています。

岡本委員

個人的な意見なんですけど、知っている人は何人かおられますが、私は質問書にタイムスケジュールを実は書いてまして。結局反問を言ってもらった方がね、そこに余裕があるんですよ。個人的にはそういうことで。やはりもっと突っ込んで話したいなという場合が、実はやりながらあるんですよ。だけどそれなりの時間を取っているんで、これは訊けないなと思って削除したりすることもあるんで、逆にそれが反問という形になれば、反問に合わせてもう少し突っ込んでみよう、という話が出来るんだろうなと思っていまして。そういう意味では私は、若干内容的なものを、今も京丹後の話が出ましたが、基本的にはかみ合うのかなというのが個人的には思います。そういうことで、反問という告知はして欲しいなと思います。

原田議長

反問は時間的にカットしたりすることもあるから、答弁のところで。

江角委員長

次長。

小川次長

あとは他の所も色々と調べてみたんですが、議員さんは質問の方に一生懸命になっていて、反問されたのに気付かずに、今の反問だったのかみたいな形で、もう一回言ってよみたいなのも議事録に残っている会議があったりするので、そうするとやはり、今から反問がありますよって言ってもらった方が、議員さんの方も反問があるんだなと思って答える準備が出来る。流れの中でやっちゃうと、自分の考えてることをスツと言えり部分もあるんだけど、そうじゃなくて、一応言ってもらった方が構えて答えやすい場合も多々あるのかなと。そうすると、最初最後、最初だけでも良いんだけど、反問がありますよというのを言うておいてもらう方が議員さん側としても楽なんじゃないかなというふうに思います。

江角委員長

佐々木委員。

佐々木委員

自治法とか、正式な反問という言葉は無いということなので、執行部に

しても反問しますというその言葉に抵抗がありはしないかな、というのが少し感じるんですが。例えば反問という言葉遣わずに、他の言葉、「ちょっとお尋ねします」とか、「うかがいますが」みたいなことで、訊きますよというようなことを告げれば、一応反問の行為ということに見なせるというのでも良いんじゃないかなと思ってですね。敢えて反問しますということではなくて。ではちょっと訊きますが、みたいな表現でやってもらえれば、時計のストップは当然出来ると思うんで。反問という言葉にこだわらず、幅広く遣っても執行部の方としては、ちょっと訊いても良いですかみたいなことで、言いやすい、取り組みやすいという感じがするんですが。

道下委員
江角委員長
道下委員

委員長。
はい。

局長が言われた時計はこちらの裁量で止められますよということと言われたんだけど、それは本当に出来ると思はいます。それで皆さんが流れの中で時計を止められて正解だなというところで皆さんが納得してもらったら、佐々木委員が言ったように、その方がスムーズにいくし、執行部の方も使いやすいし、見てる方も自然に。時間を止めるとか止めないとかいうのがきちんとして良い面もあるし、先程言われたように議員さんに対しても、今からちょっと反問しますよと、議員さんもああそうかというのもありはしましよけど、流れ的には佐々木委員が言われたような流れの方がスムーズにいくんではないかと思うんですが。その中でまた改良を加えていく、逆もあるんですよもちろん、逆に反問権で言って時間を取りますというのを申合せとか、規程の中に入れ込んでやるか。

江角委員長

分かりやすい言葉のところはちょっと整理しておかなければいけない。このままでいくと多分原田議長さんらが、どういった流れでそういう質問が出てきたら、それは反問権ですねで聞かれると思う。

原田議長
牛尾昭委員

反問って言った方が分かりやすくはある。

反問権という位置付けをしてあります、基本条例の中に。位置付けをしてあるんだから、反問権という言葉を使わないようにしようというのは、基本条例を作る前に戻るから、そういう議論を今する必要は無いと思う。それはちょっと違うところで考えませんか。それなら佐々木君が今言うように、反問するんだけど、そうなるとうして反問権を謳っているのかということよ。

佐々木委員
牛尾昭委員

反問権という行為をどこまで見なすかという話をしているだけで。

言うのは分かるんだけど最初はそういうふうにしておかないと、皆が貴方のレベルじゃないわけだから。

佐々木委員

ではなくて、より導入しやすい、市民の人が見てお互いのやりとりが面白いなというような、議会に注目してもらえるようなことを、早く執行部に馴染んでもらおうと思えば、そういう方法の方が取り組みやすいんじゃないかというような視点で。だから反問権自体をどうこうじゃなくて、行為はそのまま残しながら、その手法としてどういうのが良いかという話です。

牛尾昭委員

委員長良いですか。

江角委員長
牛尾昭委員

はい。

執行部は反問したくてうずうずしているんだから。だからその辺りはあるんですよ。僕らが執行部を舐めてかかっていたら大事です。でも反問権は反問権で堂々とやれば良いんだよ。何のために基本条例に謳ってあるのかということ。そこで曖昧な決着をすると、画面では気が付くからね市民は。だから何をもって良い流れとおっしゃるのかよく分からないけど。道下さんも。僕はよく分かりません。やっぱり基本条例の中に謳ったものはちゃんと行使してもらおうということやっていかないと、難しいんじゃないですかね。将来の中でそういうことが十分あるだろうと思います。

江角委員長

自由討論じゃないわけで。やはり通告したのに対するもので。執行権を持っている執行部が答弁をする、そことのやり取りですから、あまりこう、あっちも半分きくこっちも半分きくというようなことではいけない。だいたいこういう形でスタートしてみるということと、先程佐々木委員が言われたことが、執行部としてまだ言葉としてやりにくいかいようなことが出てくれば出てきた時にまた検討するというにしたいと思います。もう少し今日うかがいたいのは、これを申合せとして残していくのか、要綱みたいなものを整理して置くのか。このところを少し意見をいただければ、今後に繋がるんじゃないかと思うんですが。西田委員は何か。

西田委員

いえ、申合せ程度で良いと思いますよ。やってみてどんどん、反問権が活用されてきて何か問題が出てくれば、また手直しをすれば良い。

牛尾昭委員
江角委員長
牛尾昭委員

委員長。

はい。

要綱にしても変えられるんだから。議運の申し合せと議会基本条例の中の申し合せが違うんで、要綱で謳った方が良いんじゃないの。

江角委員長
平石委員

平石委員。

いま牛尾昭委員がおっしゃられましたけど、執行部側にも出していくものなので、それなりの要綱なりにしておいた方が、お互いに理解しやすい。正式なものとして出しているものの方が良いかなと思っております。

江角委員長
森谷委員

森谷委員。

その他の後半で書いてあるんですけど、私に対してですが、あんたのは今までそういう流れじゃなかったからとか、今まではそういう慣習だったからとかと言われるのが一番困るんですよ、私自身が。それだったら、変えられるのは憲法だって変えられるんだから変えられるに決まっているんですけど、分かるように書いておいてもらわないと。やはり最後の3行ぐらいのところ。特に新人なんかは知らないだろうがこうなっているんだよ、書いてはないけどとかって。そういうのが一番困るんですよ。やっぱり書いて欲しいです。

江角委員長

これがベースになっての要綱ですから。このまま規程もんになるんでしょう。

小川次長

そうです。これを条項付けて要綱にして、第一条反問権と整理させてもらって、例規集の配っている分のどこかにこういう形で、反問権取扱要綱

とか何とかいう要綱で作ってしまう。同じものを執行部に渡しておくという形の整理になると思います。申合せじゃなくて要綱として1枚は加わるという形にすると思います。

江角委員長

それではそういう方向にさせてもらってよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

議長。

原田議長

反問権について例えばケーブルテレビに流れますよね、反問しますって。その時に、市民の方が反問というのは何だというのが分からないですよ。基本条例を説明していますから、一部の方は知っておられると思うんですが。何を言っているのかなという感じで見られると思うので、その辺りのことも対応を考えておいていただきたいと思います。

江角委員長

森谷委員。

森谷委員

その手で言えば、債務負担行為だとか訳の分からない言葉が飛び交ってしますので。

原田議長

一緒か。

森谷委員

いや、僕はそれを使うことがいけないと思っているんですよ本当は。僕は通年をとおして、という言い方をするんですけど、そういう言い方に変えた方が良く思うんで。議長がおっしゃるように、そういう恐れがあるんだとすれば、字面に若干こだわっても良いかも分からないですね。以上。

江角委員長

牛尾昭委員。

牛尾昭委員

今の議長の発言は貴重だと思うんですね。今年も議会報告会が始まるので、議会報告会の中で、基本条例の中にこういうのがあるんだけど、いよいよ実は6月議会から執行部にも反問権といって反対することが出来るようになりますので、というようなことを報告したらどうですかね。そうしたら議会広報に載せれば良いでしょうし、色んな形で今言われたような反問について、告知できるのではと思います。終わります。

江角委員長

議会側に対する執行部からの質問ですよ。

野藤委員

ケーブルテレビは下に字が出ますのでね、キャプションの。そこで例えば反問権についてちよろちよろっと流せば良いと思いますけど。午前中にケーブルテレビの会議に出ていたのですが、今非常に市議会の視聴率が上がっていると。面白いということで上がっているそうです。報告がありまして、そうですかって言ったんですが。市民が相当見ていると。ケーブルテレビの加入率が上がってきているという感じなんだそうです。こういう取組をこのまま続けていただきたいなど。

江角委員長

議長さんが提案された内容については、今度要綱が出てきますので、そのことを確認して、また議運・議長にお返しをすることになりますので、その際に少しでも市民の皆さんに分かりやすく反問権について、他のことも含めてなんでしょうけど、広報広聴をどう使うのか、あらゆることが分かりやすく市民に提示する、お知らせするというようなことも添えて、話をまた持っていきますので。議長。

原田議長

これはちょっと議題と違うんですが、一般質問のことで色々市民の方から意見をいただいております。今回は嬉しい意見をいただいております。

て。今回の3月定例会は非常に良かったという意見をいただきました。と言いますのがやはり、やり取り等を聞いていても前とは、迫力もあるし、メモを見て言ったりすることも前から比べたら少なくなっているの、棒読みしたりというようなことが段々少なくなっていて、非常に良かったんじゃないかということをおっしゃられます。ただ一つ言われたのが、質疑と一般質問は違うのだから、その辺りのところは十分議員さんも心得てやって欲しいと。これは有識者の方からちょっとお話を聞きました。皆様にご報告をしておきたいと思っております。そういったお話をいただきました。

江角委員長

議会報告会をまた先に戻って、反問権の話も含めてお知らせするという時に、まだそこまで議会全体としては行かないよと。手順の流れからすると。検討していますと、そういう方向になります、なるでしょうということも言っても、なかなかちょっと、5月から始まるけど議運に返す、議運がまだですから。それはまあ良いです。森谷委員。

森谷委員

今の議長の発言で思い当たることがあるんですが。何々の時はどんな質問をして良い、何々の時にはこんな質問をしちゃいけないとか、先輩議員に訊いても「わしも良く分からんのだ」というような話なんですよね。今おっしゃることは、どこかで明確に決まっているんだったら明確にして欲しいと思っております。一つはですね。それからもう一つは、私が聞いていても最初は「何カ統」と言われました。船の名前、船団のことですか、あれも分かりませんよ。反問権というのもよく分からないし、言葉はきついですよね。だから、ここの中で勉強しておけば良いという話だったらそれで終わりなんですけども、皆さん、普通の市民の方に分かるようにしゃべると気を遣うことは、当然に必要なことだと思うんです。だからこの、私のことばかりなんですけど、三隅自治区長が債務負担行為って言ったから、知っていたけど「こういうことでしょうか」といって皆を意識して説明したつもりだと言ったんですよ。だから、僕らだけが分かれば良い、勉強している奴が分かれば良いんだという意識はいけないと思っておりますね、皆さんが分かるように話すべきだと思います。以上です。

江角委員長

皆さん、心がけをもう少し持って。まあそれで時間を取るということももちろんあるんですが。

牛尾昭委員

議事進行をお願いします。

江角委員長

はい、分かりました。では確認させていただいて、次は要綱を会議の時に出していただくということでしょうか。

(「はい」という声あり。)

それでは次の議題に移りたいと思っております。

議題2 本会議や委員会における質疑や審議状況の動画ライブ配信及び録画配信の実施について（ケーブルテレビ等を活用した情報公開と議会放映の拡大）

小川次長

これについてまず、事務局の方から具体的な点があれば。

はい。これについては検討項目の中で、まず検討項目が一杯ありましたけどもその中で、二つの会派から出てきている分と、前からの積み残し分もあるので、急いでこちらの方をやりましょうということで、委員長・副

委員長と皆さんにこの前お話しして、2番と3番についてはとりあえず急いで検討しましょうということになっています。

議題2のことについてというのが、新しく今議会で会派から出てきた検討項目で、ケーブルテレビ等活用した情報公開と議会放映の拡大というのは前からある分。まあ一本にしても内容的にはもっとちゃんと、映像とか音声で見れて聞けて、市民の皆さんに周知を議会そのものを見てもらう必要があるという部分では趣旨一緒なんで一緒にしています。今はケーブルテレビの配信が一回だけで録画放送もありません。一回見逃したら終わりということもあるんで、確かにその辺りではもうちょっと何かの方法があった方が良くないかなと思います。ただ県内では隣の益田市がケーブルテレビで放映した映像を使わせてもらって、録画放映をインターネットのホームページ上でやっています。うちもケーブルテレビが流した放送を使わせてもらってホームページに載せられるかどうかという情報管理の方のサーバーの容量とか色んな関係から訊いてみないと分かりませんのと、著作権をケーブルテレビが持っていますので、これを載せさせてもらうのに著作権料がいくらかかってくるのかなというのを調べないといけませんけども、そういうのがクリア出来れば、ケーブルテレビで放送している映像をそのまま使わせてもらうことは、当面は、急いでやろうと思ったら出来る可能性はあると思います。ただ予算を増やしてませんので、その辺りの予算要求をしてからじゃないと出来ませんが。それとあとは、どこかで簡単なカメラを撮って、本当に動かない映像で、全体だけぼんやりと映して放映をして載せるというのは、技術的には出来ないことはないんだろうと思っています。ただそれだと本当に、今僕たちが卓上のパソコンで議会中継・本会議・委員会が定点カメラで全然動かずに、ぼんやり全体が見えているけど今誰がしゃべっているのか声を聞いて判断するぐらいしかないような映像しかないですが、元々私たちが実は今回、26年度予算で音響設備を全部やり変えを予算要求をしました。1,900万円くらい付いてますけども。その時に合わせて、実はカメラを前と後ろに置いて、質問ボタンを押すとそこにカメラがすっと思って行って質問者がアップで映る、答弁の方もボタンをそこで押すと答弁者の所にカメラが行ってアップで映る、それが配信出来るような、今すぐに配信じゃなくても、そういうのが出来るようなシステムを含めて予算要求をしましたが、県内他では確かどこもやっていないので、まだそれはちょっと早いということで予算上は削られています。本当にそこまで行くと一番良いのかなと。それで委員会質問、全協室にカメラが2台くらいあって、質問者と答弁者のマイクにカメラが移動してアップでいければ一番良いのかなと思うんですが。そうするとどのくらいのお金がかかるか分からなくなっちゃうので、その辺りも当面どこまでするのか、どの程度で良いのかということも。やるやらないも含めてですよ。やった方が良くないか、それはまだ早いのではないかという意見もあるかもしれませんが、その辺りも含めて、将来的にはやるんだったらそこまでやった方が良くない僕らは思ってますけども。そういう論議をしていたらいいというふうに思います。

江角委員長
森谷委員

今の事務局からの報告を踏まえていかがですか。森谷委員。

ちょっと次長に質問なんですけど、ケーブルテレビは放映するに当たって市にお金を払っているんですか、それとも市がお金を払っていますか。金銭のやり取りはどのようになっているんでしょうか。

小川次長
森谷委員
小川次長
森谷委員
西村委員
小川次長

全体の情報番組と全部ひっくるめての契約になっていると思うんです。で、もらっているんですか払っているんですか。

払っているんです。

払っている。

議会中継だけじゃなくて。

全部。行政情報番組から何から全部を含めて、情報管理課の方で一括契約を結んでケーブルテレビにお金を払っていると。全部の放映の著作権は全てケーブルテレビが持っている。

江角委員長
森谷委員

森谷委員。

払っているんでして、払っているのに権利を持っているわけですよ。何かちょっと、私の頭の中でバランスが悪いんですけど。お金を貰っているから権利があるなら分かるんですけど、払っているのに権利があるんだったら、放映したものをホームページにアップとかっていうのは許して貰えれば良いんじゃないかと思うんですよ。

江角委員長
小川次長

次長。

ケーブルテレビさんに話をこの前議会中継されている時に立ち話を下間係長がしてくれたんですが、著作権料が要りますよという話だけ聞いて、いくらかかるか怖くて聞けなかったというので。それさえ払えば、あとはサーバーとの問題なんで。アップ出来れば益田方式の、ケーブルテレビで報じている分の再放送として録画放送はオンデマンドというか、それは流せると思います。ただ、細かい著作権の話は僕らもちょっと詳しくはないんですが。

江角委員長
森谷委員

森谷委員。

それまでに、音声だけでもアップしておけば良いんじゃないですか。著作権ないでしょう、自分で録音しておられますから。無いより良いと思うんで。今日にでも明日にでも出来ることかなと思うんですよ。

江角委員長

ちょっと順番に。まず整理していきたいと思いますが、どこかの会派から出た内容でもあり、全体的な問題にもなっているようなんですけども。こういった形で議題の 2 に書かれている方法で配信をしていくということの確認はよろしいですか。

(「はい」、という声あり。)

良いですね。それを踏まえて、今森谷委員が少しお話されていたように、どういう手法で、基本はこれをきちんとやる方向で執行部に提案を出来るようになれば一番良いんですが、予算の関係で当面出来ないということになれば、その中でどういう対処をするかという問題もあるんですけど。まず、先程次長が提起をした、今回の予算には付かなかったけれども、ああいった方法できちんと、今この委員会ですけどこの委員会ではそういう方法で流れるように、整備をしてもらうということの確認はどうでしょうか。

牛尾昭委員。
牛尾昭委員 今度広報が行く流山、狭山、所沢、全部録画配信しているんですよ。だからもう録画配信というのは普通で言えば標準装備なんですよ。先程の話だけど、石見ケーブルなんか公費を相当つつこんで存続させているんだからね、著作権なんて言うこと自体がおかしいよ。そう思うよ。それはちゃんと話をすべきだと思います。ですから最低、一回しか流さない放送を、見逃したら見られないわけでしょう。皆さんが一生懸命になっている姿を。それは録画配信くらいしなかったらもったいないですよ。そう思います。

江角委員長 はい。執行部の方は、まだ早いというお考えで予算が付かなかったわけですが。そういう流れじゃないんで。この委員会ではきちんとそういう整備を、動画配信出来るような整備をきちんとしてもらうようなことで、まず確認出来るかと思うんですが、どうでしょうか。

（「意義無し」という声あり。）

その上で、執行部がそういう状況ですからすぐに流れるということが難しいんですけど、そういった中で当面どのような対処が出来るのかということの議論を少し深めたいと思いますので。先程、音だけでも流せるんじゃないかということも言われましたし、他に何かご意見があればうかがってみたいと思います。森谷委員。

森谷委員 先程視聴率ということがあったので、思いついたんですけど、視聴率が分かるのであれば、議員ごとの視聴率で、勉強のケツ叩きになるように表示しても面白いかなと思うんですが。以上です。

江角委員長 野藤委員。
野藤委員 視聴率というのは実際にデータを取っているというわけではなくて、お客様から直接聞いた意見とかです。モニターがあるのかと質問したら、そういう、電話とか全部総合して集めたもので分析をしているということなので。誰がどうのこうのパーセントやらは出ないと思います。

江角委員長 すみません。先程の、議場でそういうカメラを付けるという意味は、それをインターネットで。

小川次長 でライブ中継も出来る。
江角委員長 出来るようになるわけね、それがあれば。
小川次長 そういうふうにしたいというのが。
江角委員長 今、それをしようと思ってもそれが無いから映せないわけですよ。実際には。

小川次長 音声流したらという意見も、確かに音声だけでも流せば良いという意見もあるんだけど、音声だけアップしておいて、何月議会の一日目ですって音声だけ流して、またこちらには確かに他の所を見れば誰が質問したかは分かるんだけど、実際は分からずに聞きちゃったら誰が質問している、誰が答弁しているかも全然分からないですよ。市民から見ると。

江角委員長 森谷委員。
森谷委員 分かります。議長が言ってますから。
小川次長 最初はね。

森谷委員
小川次長
森谷委員
江角委員長
小川次長
江角委員長
森谷委員
江角委員長
小川次長
江角委員長
森谷委員
江角委員長
小川次長
森谷委員
江角委員長
牛尾昭委員
江角委員長

いや途中も。森谷議員とか。
それで良いんだろうか。
分かります。
例えば石見ケーブルテレビにそれを今度は、どう言うか借りると。使わせろというようになった場合でも、まだそれが技術的には難しいわけ。
それは、下の情報政策課に訊いてみないと分からないです。
森谷委員。
先程の、上から自動的にボタンでうにゅにゅとかって言われましたでしょう。予算が無いからっていう奴。もしなかった場合には、ケーブルテレビはそれを利用されるわけですか。
次長。
去年、何か所かそういうところを、山口から鳥取から出雲なんか、出雲は新しくなってますから、見に行って、こういうの良いなと思って見た分
でいくと、事務局の中で話した分は、この映像が使えればこの映像をケーブルテレビで流して貰えば良いなと思いました。ケーブルテレビが撮りに来るんじゃないで、自分たちが売った映像をケーブルテレビで流してもら
う。
森谷委員。
そのことが言いたかったんですよ。そうすればケーブルテレビの人件費も節約出来るわけでしょう。ケーブルテレビに負担してもらったらどうですかね。
次長。
技術的にそれが出来るかどうか。映像はテレビカメラというのはすごく良いカメラで、僕らが使うカメラというのはそんなに良いカメラじゃないですから。それが本当に映像で、テレビで流せるかどうか。技術的な問題は全然相談も何もしてないんで。これ流せれば良いなと思ったぐらいの話で。将来的な、要は、無理。
森谷委員。
そんな鮮明な映像は議会のやり取りには必要無いと思いますので、気にされなくて良いと思いますよ。却ってシミが映るし。
テレビはそうはいかないだろうけど。
いきます。
牛尾昭委員。
今度、狭山という所へ行くんですが、狭山は議員自ら映像を撮った奴をケーブルテレビで流しているんです。そういうことも出来るんです。議員が撮った映像をケーブルテレビで流している。そういう所へ行ってきましたんで。今の議論は帰ってからやりなさい。
何段階かに議論してきたんだけど、一番の基本のところ、次にここはどうかと。今出た話も次議員レベルでやる話もあるでしょうし。それから今の、情報課との兼ね合いもあって、そこが当面難しいといった場合に、こちらが他の方法として何が出来るのかみたいな、ちょっと段階を追って議論しないと。

小川次長

方向的には皆さん、オープンにして流すべきだという意思是、皆さん同じ意見だろうと思う。あとは段階的にどこまでやって次どこまでやってという、段階的なものだと思うので。その辺りを当面どうするのか、ここまでやってみろ、例えばケーブルテレビと話をしてみても出来るんだったらやろうやということと言われれば、もし著作権料が要ったにしてもそれは何とか捻出してやらなきゃいけないし、技術的には情報政策課にお願いして載せられるようなことをしなきゃいけないと思うので。出来ればケーブルテレビには悪いんですがこういうことになっているんだから協力してくださいよといって情報を貰って流せるのが一番良いなというふうには思いますが。それができるかどうか。

江角委員長
森谷委員

森谷委員。

それ以前にも、僕のデジカメで撮ったやつを YouTube にアップすれば誰でも行けるわけですし、そのアドレスを市のホームページ、動画サイトありますよね市にも、今度新しく出来ますよね、そこにでも埋め込めば出来ますから、聞いてみないと分かりませんレベルじゃなくて、出来るに決まっていますレベルですよ。

小川次長

出来る出来ないという問題と、プライバシーポリシーの問題と、色んな問題があるんで、その辺りは簡単には出来ないはずなんです。

森谷委員
小川次長

プライバシーポリシーを説明してください。意味が分かりません。

市が守らなければいけないセキュリティをどうするかという部分を決めたものがあるんです、書き物が。浜田市プライバシーポリシーについてというのがあるんです。

江角委員長

今日議論した段階のところをちょっと今度整理してもらって、この段階のところを出来るようにしようとかいうようなことに、ちょっと。考えていけないといけないので。今はもう、こっちからも出来るんじゃないかという議論に入っていますので、今度それをもう一回踏まえた上で、当面ここからだったら出来るというところで、出発すれば良いんじゃないかなと。そういう確認が出来れば良いんじゃないかなと思っています。どうですか。

牛尾昭委員

それとケーブルテレビに、どこまでは出来るか、ここから先は出来ませんという話をちゃんとして、その情報を載せてください。分からないままに議論していても前へ進まないの。

江角委員長
小川次長
澁谷副議長
江角委員長
澁谷副議長

それと情報管理課と。

確認します。

委員長。

はい。

ケーブルテレビでどんどん配信していただくという中で、感じていることがあります。これは執行部からの指摘もあるんですけど、議員の質問が質問だけに、と言ったらおかしいですが訊くだけの質問が多くなって、時間を長く取ろうとされている。それがテレビに映るんで、時間が長い議員の方が活躍というか熱心にやっているように見えてしまうような風潮もあるんで、やはり訊くだけよりも、ある程度自分の考えを持ったことに

ついて論戦をしていただく流れをこの会議で打合せしていただきたいのと。あとは、私が感じているんですが、本会議場でやたらと議員の名前が飛び交うような感じがするんですよ。以前は同僚議員とか先輩議員とか、何番議員とかいう言葉だったような気がするんですが、今はケーブルテレビを意識されているのかも知れないけど、互いを褒めあうような感じの名前が出てきて、それがもう良いんだというふうな統一的な見解になっているのかなというのが、ちょっと疑問に思いました。後々に整理していただければと感じているんですが、いかがですか。テレビに映るということに関して。論戦をしていただきたい、パフォーマンスだけじゃなくて。

江角委員長

今副議長から提起もあったんですが、今日じゃなくて良いですかね。牛尾昭委員。

牛尾昭委員

委員長。その件はもう前からずっと延々とエンドレスに言われていることですからね。ずっといつも言われていることですから。本来、議会運営で言えば議運でやるべきこと、中身で言えばここでやることだろうけど。

江角委員長

まあ折角の提起なんで、またどこかのところで。質問のあり方とかも含めて。質問のあり方かな。どこかで議論が出来るようにしましょうか。良いですか。また何もなしに議運で決まっているというような意見もあるでしょうから。

小川次長

はい。前も話があったように、一般質問と代表質問のあり方なんかも含めて、議会改革として、それこそ先程から言われる名前を呼ぶとか、森谷委員が言われる書き物が何もないわけですよ。何も決まってもないわけですよ。そうするとその辺りは、暗黙の了解という部分があるんですけど、あまりにもそれが、副議長から見るとちょっと最近酷すぎるんじゃないか、牛尾委員は永遠のテーマだという、その辺りの色んなこともあるんでそういうのも含めて、一般質問と代表質問のあり方も含めて、また別の機会にここでテーマを設けて議論して貰えればというふうに思います。

江角委員長

検討項目で、一応終わったというような項目ではありますが、質問のあり方についてまた今後、議論を深めたいと思いますので、提案を受けたいと思います。それで、2番目のところは少し整理してさらに次回あたりのところは、その中で当然出来るようにするにはどうするか、何が出来るかということで議論を深めたいと思いますが、その線でもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

はい。それでは次の議題に移ります。

議題3 本委員会等の記録のホームページでの公開について

議題3ですが、これも決まりの中では公開しなさいという決まりはないんですけど、そういう意見が、改革の検討項目の中に出されておりますので、ここで議論をして方向性を出したいと思います。実際には事務局に行けば分かりますように要点筆記がされており、それが文書として残っておりますので、それをアップすれば良いだけのことだと思います。それ以上に何か手を加えるということになると、これもちょっと事務局の手間では難しいことかなと思いますけれど。事務局の考え方とすれば、やるほうの側になりますので、森谷委員は広報広聴がやれば良いじゃないかという提

起ももちろんあるんですけど。それも含めてちょっと考えてもらえたらと。結構あの時の委員会でどういう議論だったかな、どういう答弁だったかなという、委員会のところをちょっと見たいなという時に、ホームページではなかなかそれは無くて、ここへ来て探していかなければいけないという不便さはあると言えばあるんですけど。それは技術的に可能ですか。

小川次長

今ある Word 文書そのまま、第何回委員会の会議録という形で、要点筆記ですよという注釈を付けて載せるのは、そんなに難しい話じゃないので、載せられると思います。ただし検索は出来ません。議事録検索は出来ませんから、自分でどういうところを探したいのか、何年何月の分だけの、どこでどういう議論があったかというのは自分で探してもらって見に行かないといけませんけど。載せるのはそんなに難しい問題じゃないと思います。

江角委員長

探せるようにするためには、どういう手間が必要になるんですか。

小川次長

議事録検索システムに全部載せないといけませんから、これまた金の問題から何から全部。

森谷委員

Word でも探せますので。頭から金がかかる検索システムという発想はやめた方が良くと思います。もう一つ。傍聴が認められていますよね、公開されていますよね。ですからその分はデジタルビデオカメラで、焦点は別に合わせなくて良いから撮って、それを YouTube にでもアップしておけば私でも出来ることですので、許可さえして貰えればアップします。すべきだと思います。

小川次長

すみません、どういうお話だったでしょうか。

江角委員長

映像の関係。

小川次長

映像。本会議の映像を。

森谷委員

違う。委員会。

小川次長

ああ委員会。

江角委員長

まあそれは先程のところの。

森谷委員

僕でも出来るから僕でもやるよと言っているんです、許可さえ貰えれば。そう言いました。

江角委員長

まあ、あのちょっと意見は。当面それなら出来るということなので、検索システムはもうちょっと検討が必要なのかも分かりませんが。

小川次長

ごめんなさい、載せるのは PDF になると思いますけど。PDF でリンクして見に行くことが出来るように。第何回委員会のところの記録から飛べばその記録へ PDF で見に行けるようにすることは出来ると思うんで、そこまでは出来ると思います。

江角委員長

この委員会では当面そこからスタートするという。

外浦書記

それと、要約ですのでやはり多少委員会によってはバラつきがあるかもしれませんが、説明の段階で詳しいところそうでないところ、多少あるかもしれませんが。そういった違いは実際あります。

小川次長

すみません、あと問題は当局が配る資料がある時がありますよね。そうすると、委員会の会議録って資料により説明で終わりなんですよね。執行部が言ったこと全部書かないで、資料の説明だったら資料の説明っていう

ことで終わりにしているのです。そうするとその資料も全部 PDF にして後ろへ付けて出さないと何のことか分からないという。それが大量の時に困るといのが確かにあるかもしれません。ちょっと、それこそ報告書なんか載ったらちょっともう載せられないというのが出てくるので。なので出来る範囲でということをご了承いただければ。

江角委員長

当面、今あるもの、要点筆記のところを PDF にしてホームページにアップ出来るようにすると。この委員会では確認をして、さらにバージョンアップじゃないですけども、さらにどう出来るかと。確かにそれを起こしたりするのも事務局の人が皆起こしているわけだから、急に新たに付け加えたりするのも大変でしょうから。今日のところはそういうことで、無いものが出来るようにするという確認をさせていただいて、今後さらに研究を深めていくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

森谷委員

私が今発言した YouTube の委員会のはどうなったんですか。

江角委員長

いやだからそれは、2 番目のところの本会議や委員会における、のところへ括らせてもらいましたので。それを纏めて、出来るところから出来るようにすると。先程の 2 番目のところで整理させてもらいました。本会議場での関係と委員会の関係の。カメラが付くことが一番良いんですけど、それが出来ないことを踏まえて、当面どういうふうに流すか、どういうことが出来るかということ、次に整理してもらって議論を深めましょうということに、委員会の方もそういう形で、議題の 2 のところで整理しましたので。

森谷委員

先程の、起こすこととか資料とかの関係で、流しておけば一言一句聞けるわけですし、資料について言えば無料ですので事務局に取りに来てくださいとか。色々柔軟に考えたら良いんですよ。

江角委員長

2 でそのところが可能になればまさにそれが一番良いことなんですけども、文字ベースで見たい人ももちろん居ると思いますので。これは今度議論出来るようにしたいと思います。3 はそういうことで整理させてもらってよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

それでは次の議題に移ります。

議題 4 その他

先程委員の皆さんから、全体のところはどういう流れで議論を深めていくかということで、順番の方を提案させてもらったんですが、前回からの申送りがあるんで、それを後に回すわけにいかないと思いますので、そちらを先に議論したいと思いますが、その他のところでどうしてもそれより先に議論して欲しいという内容があれば受けたいと思いますが、何かございますでしょうか。森谷委員。

森谷委員

一つあるんですけど、ケーブルテレビの録画を見ていますと、特に執行部が息をする時に、はっで吸うようにですよね。「森谷議員の意見は、しー、考えていて、しー」と。あれが私にとっては聞き辛いし、普通にしゃべる時にその人が私に「しー」ってやってないんですよ。敢えて意識的

にか緊張してかなんですけど、それをやらないようにするのが普通のエチケットじゃないかと思うんですよね、会話の中での。それを強く、直してあげた方が良くないかなと強く希望します。

江角委員長

こちらにも直さないといけないところがあると思いますが。まあそういう意見もあったということは、まあ正式じゃなくてもまた伝える機会があれば伝えてください。それぞれの癖もあつたり、直らない人もおられるかも分かりませんが。他にありますか。無いようでしたらちょっと視察の関係で、お知らせがありますので。大卒の場所や内容や日程など。事務局の方からお願いします。

小川次長

視察の関係ですが、今までの検討項目、先程委員長も言いましたが、検討項目順番に検討していきましようという中で一番上に、引き継ぎから出てきているのが通年議会なんですねやっぱり。通年議会、御船町を見に行つて、ここまでは流石にまだちょっとということで、今後の検討課題ということで結論が出ずに今に引き継いでいます。この前から、通年議会が無理だったらせめて会期制を、うちは今4回ですけど2回ぐらいにしているところから見に行ったらどうだろうかというご意見が出ています。それも含めて、あとは先程から出ているインターネットでの中継の関係、それからちょっと面白い活動をしている、議場を開放して講演会をしているところがあるんですね。市民に開放して講演会を、夜に議場に座ってもらって講演会に使わせたりというちょっと面白い取り組みをしているところもあつたりするんで。これが兵庫県西脇市です。日本のへそと呼ばれる西脇市です。ここがそういうのをやっているのと、近いところで会期制を2回に減らしているところを見てみたんですが、やっぱり九州方面とあとは三重県四日市、名古屋、あつちの辺りしかないんで、一番近いところでちょっと大きいですがこの前話が出た神戸市。神戸市議会が年2会期制をやっています。その辺りと先程言った西脇の色んな面白い議会改革の取り組みをやっているところがあるので、そういうところを参考にしながら、その2点くらいを一泊二日でバスで、そのぐらいの所までだったら行けるかなと。行けても大阪ぐらいまでだろうと思うので、そのぐらいのところでちょっと当たってみればどうかなというふうに今思っているところです。日程的には、今、総務文教委員会が7月の初め頃に、まだ具体的には決まっていますが7月頃ということを知っています。それから福祉環境委員会と産業建設委員会は6月30日の週ぐらいに行けばというふうに今話がしてあるということで聞いてますんで、それを外して7月の半ばぐらいに当たらせてもらえば良いかなと思っているところです。いかがでしょうか。

牛尾昭委員
江角委員長

去年、神戸と言ったら却下された。

通年議会の流れで、どうしてもここで座って議論したのではなかなか踏み出せないところがありますので、年2回分けている所は行きたいなという提案もありましたので行きたいなと思って。そうするとそこを中心に、逆方向へ行くわけにも行きませんのでそこをベースにして、次長の方からもそういった内容があるということをお願いしたいんですけど、議員の皆さんの方から、場所はちょっと遠く離れることは出来ませんが、こう

いった所をこの内容で視察した方が良いんじゃないかという議論があれば、もう少し行くことが出来るかなと思ってますので。何かございますか。

牛尾昭委員

伊賀市議会に行けないか。

小川次長

伊賀はちょっとしんどいかもしれない。

牛尾昭委員

ああそうか。だとすると西脇か四日市くらいしか無いんだな。

小川次長

四日市も遠いです。

牛尾昭委員

あの辺りの地図が頭に入らないから。

小川次長

やはりマイクロバスで行こうと思ったら、伊賀、松阪の辺りまでだと7時間か8時間かかります。去年言った三船が6時間ですからね。

牛尾昭委員

神戸が4時間くらいか。

小川次長

神戸は4時間半か5時間くらいで行くと思います。神戸行って西脇行って帰ってくれば丁度帰ってこれるかなと。

牛尾昭委員

2会期制が始まって丁度1年経ったんじゃないのかな。24年からやっているんだ確か。

江角委員長

今の、通年議会、年2回と、それから。

小川次長

議会改革の関係で、西脇の議場開放も面白いと思うし、当然先程から論議があるインターネット中継も当然やっていますし。あともう1点、委員長と話はしたんだけどこれは僕の個人的な意見であるのが、一昨年に市民との意見交換会の制度を作って何回か話はやりかけたんだけど結局無くなって、女性との意見交換会はありましたが、それだけであとやってません実際は。市民からのオファーも無いし、委員会からの申出も無いんで1回もやってないんですが、あの意見交換会をもっと活発化すればどうかなということで、この西脇は議会基本条例の中に市民との意見交換会という言い方ではなくて、一般会議という言い方なんですけど謳ってあって、本当に浜田はテーマを7つくらいどんと大きいのを構えて、これに対する意見交換会をしたい団体は言ってもらえればやりますよという形をしていますが、西脇はもっと小さい、本当の地区の、どこどこ学校の木造校舎をこういうふうに守りたい、これについて議会と意見交換会したいんだけどというような、地域の問題でも議会の委員会で受けて意見交換会をしてと、非常に活発に行われているというふうに聞いてますので、もし西脇に行ければそういうことも、今の意見交換会の見直しの関係も含めて話が聞けるんじゃないかなと思ってちょっと、西脇を調べてみました。そういう形で神戸西脇ぐらいでちょっと当たってみれば面白いかなと思ってるところです。

江角委員長

内容について、今の案でよろしいですか。

(「はい」という声あり。)

牛尾昭委員

西脇が駄目だったら兵庫県の加西市がランキング高いですね。神戸よりランクが上だよ。一応参考までに。

小川次長

神戸が断られるかもしれないので何か所か挙げてもらって。

牛尾昭委員

加西入れておいてください。15位なんで。神戸が22位。最新のランクです。それ以降が兵庫の宝塚。その辺りで言えば。

江角委員長

事務局と相談してその辺りで探してみようと思います。それから日程的

には7月の中旬、7月14日が月曜ですが。連続して出られる中旬と言え
ばその辺りです。

牛尾昭委員
三浦局長

14、15じゃ無理なんですかね。

ちょうど議員研修会を7月に引っかけるので、あれが分かれば一番良い
かなと思って。あれに全員欠席だと言えれば格好が悪いんで。

牛尾昭委員
三浦局長

8市の議員研修会ですか。

ええ。1日ほど。まだ決まってないんです。

牛尾昭委員
江角委員長

こちらが決めた予定に合わせてくれれば。先に決めた方が勝ちですから。
それがあから辞めようということにはならないから、こちらに行くし
かないじゃないですか。決まっているところにぶつけるわけじゃないから。
牛尾昭委員さんから14、15、月火の提案がありましたかどうですか。

西田委員
三浦局長
江角委員長
外浦書記
牛尾昭委員
佐々木委員

議員研修は7月の中旬くらいでしょうか。

あとは講師やら何かの関係だけでしょう。

外浦さん何か問題がありますか。

いえいえ。他の常任の視察も重なるのかと、ふと。

常任委員会は第1週でしょう皆。

総務が当時は、7から18の間で組もうと。それで今日、絞って7から
11のところやるんだが、もしかしたら1週間ずれて次の週になるかも
しれないんで。もう2、3日すれば分かると思いますが。

牛尾昭委員
外浦書記
西田委員
佐々木委員
西田委員

今のところ産業建設が31から2です。6月31日から1、2。

いや産業はまだ決まってないです。

もうちょっとしないと分からないということだね。

今の14、15も可能性はゼロじゃない。

一応この方が17日頃ということで、それも排除して。総務文教とどう
しても重なるならまた。

牛尾昭委員

そうすれば良い。14、15に決めておいて総務文教がその日にどうしても
も行くなら変更しなければならぬけど。

澁谷副議長
牛尾昭委員
澁谷副議長
佐々木委員

事務局は連絡しなければいけない。

今、総務は決めてないんでしょ。

総務が14、15に決めたらそれを外してもらわなければならぬ。

今日決まったから、まだ決まったか分からないけど、14、15の前か後
にしてくれと言うしかない。

小川次長
牛尾昭委員

今日の午前中に打合せしていたのでこれから調整に入るはずですよ。

こっちが先に14、15に決めてから向こうに調整してもらうのはどうな
の、難しいの。難しいなら難しいとおっしゃれば、また考え方を換えなけ
ればいけないんだけど。

江角委員長
牛尾昭委員
佐々木委員
牛尾昭委員

まあ、そうしないと今日決めたことが何の意味も無くなる。

総務は幅が広いんでしょ。

広いから向こうが外すということになれば、それはそれでしょうがない。

どうしても向こうが14、15しか無いんだとおっしゃるならしょうがない。
い。

江角委員長

それじゃあ14、15にさせてもらいます。一応予定として14、15で。

(外浦さんを待った方がいいの。)

小川次長 今調整しているかどうかだけ下間に聞きに行ってますから。ただ、下間が移動になっちゃうので、調整は今日次の係長と一緒に話を聞いているので、次の係長に調整を任せることになるのかどうか分からないので。

外浦書記 14、15 大丈夫だそうです。

江角委員長 はい、それでは 14、15 ということで。

牛尾昭委員 8 時ぐらいの出発になるんですか。

小川次長 だいたい 7 時ぐらいの出発ですね。食事して 14 時ぐらいに行って 2 時間ぐらい話を聞いて、神戸から西脇の間のどこかに泊って、次の日の午前中に西脇に寄って、夕方帰ってくると。

牛尾昭委員 だいたい 7 時ぐらいに出発ですね。

小川次長 はい。

江角委員長 全体と、それから今の件、良いですか。

(「はい」という声あり。)

はい、それでは終わります。大変ご苦労さまでした。すみません次回の日程を決めましょう。

《委員間で調整》

それでは、次は 4 月 25 日(金)13 時からとします。以上をもちまして、第 5 回の議会改革推進特別委員会を終了します。お疲れさまでした。

(閉議 14 時 35 分)

浜田市議会委員会条例第 65 条第 1 項の規定により委員会記録を作成する。

議会改革推進特別委員会 委員長 江角 敏和 ⑩